

令和3年5月28日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年5月28日付け災対第1770号で示された「緊急事態措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について

原則、中止しますが、開催する場合は、催物の開催制限並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

(1) 期 間：6月1日～6月20日

(2) 制 限：① 平日（月～金）

【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人

【営業時間短縮】21時まで※2

② 休日（土・日）

無観客・オンライン配信等での開催

（規模や場所に関わらず全てのイベント※3）

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 飲食の提供は20時まで

※3 業務上必要なもの等は除く

(3) その他：市主催の事業で中止したイベント参加料は参加予定者に全額返金します。なお、市が財政的支援等を行っている共催事業は、これに準ずる方向で共催者と調整します。

2 公共施設等について

(1) 期 間：6月1日～6月20日

(2) 対 応：原則、休館します。

(3) その他：① 詳細については、別添のとおり

② 当該休館措置に伴うキャンセルは利用料を還付します。

3 参考資料

令和3年5月28日付け災対第1770号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」